

議第48号

草津市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第34条の7第1項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「（法第292条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。）が年500万円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に147分の10を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額」を「または個別帰属法人税額が年500万円以下であるものに対する当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額の税率は、100分の11.1」に改め、同条第2項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の右に「本店もしくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の右に「または第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の右に「または第144条の6第1項」を加える。

第57条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第58条中「第11号の2」を「第11号の3」に、「第11号の3」を「第11号の4」に改める。

第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号イ中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号ロ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ハ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号ニ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車および小型特殊自動車

イ 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

ロ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,000円

その他のもの 年額 5,900円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

付則第2条の4中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の右に「および第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

付則第3条の2および第3条の3を削る。

付則第5条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

付則第7条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項を同条第6項とし、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 固定資産税に係る法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 固定資産税に係る法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第7条の2に次の2項を加える。

7 固定資産税に係る法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 固定資産税に係る法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第13条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第21条の2第1項および第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

付則第23条第1項中「第33条および第34条の3」を「第33条第1項および第2項ならびに第34条の3」に改める。

付則第23条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

付則第23条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の右に「、同項第2号に掲げる贈与または相続もしくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与または相続もしくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

付則第26条から第27条までを削る。

付則第28条を付則第26条とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の4の改正規定および第34条の7第1項の改正規定(「(法第292条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)が年500万円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に147分の10を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額」を「または個別帰属法人税額が年500万円以下であるものに対する当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額の税率は、100分の11.1」に改める部分に限る。)ならびに次条第2項の規定
平成26年10月1日

(2) 付則第2条の4、第21条の2および第23条の3第2項の改正規定、付則第26条から第27条までを削る改正規定ならびに付則第28条を付則第26条とする改正規定ならびに次条第3項および第4項の規定
平成27年1月1日

(3) 第82条の改正規定ならびに付則第4条および第6条(改正後の草津市税条例(以下「新条例」という。)付則第13条に係る部分を除く。)の規定
平成27年4月1日

(4) 第33条第5項および付則第5条の改正規定
平成28年1月1日

(5) 第23条、第48条、第52条第1項および付則第13条の改正規定ならびに次条第7項、付則第5条および第6条(新条例付則第13条に係る部分に限る。)の規定
平成28年4月1日

(6) 付則第23条第1項および第23条の2第2項の改正規定
平成29年1月1日

(7) 第57条および第59条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の4および第34条の7第1項の改正規定（「（法第292条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。）が年500万円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に147分の10を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額」を「または個別帰属法人税額が年500万円以下であるものに対する当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額の税率は、100分の11.1」に改める部分に限る。）は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第2条の4の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例付則第23条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 新条例第33条第5項および付則第23条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例付則第23条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

7 第2項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、付則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第7条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設または

設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例付則第7条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第7条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第7条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例付則第7条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例付則第7条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例付則第13条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第13条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条および新条例付則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号イ	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例付則第13条の表 以外の部分	第82条	草津市税条例の一部を改正する条例(平成26年草津市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例付則第13条の表 第82条第2号イの項	第82条第2号イ	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円